

平成30年7月5日からの大雨による被災者に対する支援について

平成30年7月5日からの大雨により被害を受けられた皆様にご心からお見舞い申し上げます。
今回の災害による被害について、主に次のような支援制度がありますので、各機関へご相談ください。

※制度の拡充や追加があった場合は、随時更新し、お知らせします。

【支援制度一覧】

区分	内容	窓口課・所管課等
り災証明書に関する事	り災証明書(火災以外)の交付 り災証明書(火災以外)の交付手数料の免除 〔申請に必要なもの〕 ①被害状況の確認できる写真(全体及び詳細がわかるもの) ②申請者の印鑑(認印で可) ※申請者と被災者が違う場合は、両者の印鑑が必要です	安芸高田市危機管理課 Tel.0826(42)5625 八千代支所 Tel.0826(52)2111 美土里支所 Tel.0826(54)0311 高宮支所 Tel.0826(57)0311 甲田支所 Tel.0826(45)4111 向原支所 Tel.0826(46)3111
見舞金の支給などに関する事	○災害弔慰金 (災害救助法適用日である平成30年7月5日以降の県内被害に限る。) ・生計を維持されていた方の遺族 500万円 ・その他の方の遺族 250万円 ○災害障害見舞金 (災害救助法適用日である平成30年7月5日以降の県内被害に限る。) ・重度の障害を受けた生計維持者の方 250万円 ・重度の障害を受けたその他の方 125万円 ○広島県災害見舞金 ・住家の全壊世帯 30万円 ・住家の半壊世帯 10万円 ○被災者生活再建支援金 住家が全壊・全流失した世帯、住家が半壊又は敷地被害が生じやむを得ず解体した世帯、大規模半壊世帯等に対して、住宅の被害程度や再建方法に応じて支給する支援金 (支給額) 37.5万円～300万円 (支給例) 世帯の構成員が複数で全壊世帯が建設・購入する場合 300万円	安芸高田市社会福祉課 Tel.0826(42)5615
融資に関する事	○災害援護資金 (災害救助法適用日である平成30年7月5日以降の県内被害に限る。) 療養に要する期間が概ね1か月以上の負傷をされた世帯主の方や住居の全壊、半壊又は家財の3分の1以上の損害を受けた方に対する貸付金 ・貸付限度額(350万円)及び所得制限有り ・貸付利子 年3% ○生活福祉資金貸付制度 低所得世帯、障害者世帯、65歳以上の高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る)の方に対する次の経費への貸付金 <福祉費> ・災害援護資金の貸付対象とならない災害を受けたことにより臨時に必要な経費 貸付限度額 150万円 ・住宅の増改築、補修等に必要な経費 貸付限度額 250万円 ・貸付利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は年1.5% <緊急小口資金> ・被災により一時的に生活費が必要なとき(生活保護世帯は除く) ・貸付限度額 10万円 ・貸付利子 無利子	安芸高田市社会福祉課 Tel.0826(42)5615 民生児童委員 安芸高田市社会福祉協議会 Tel.0826(42)2941

区分		内容	窓口課・所管課等
融資に関すること		<p>○母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度</p> <p>母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦又は、40歳以上の配偶者のない女子(所得制限あり)の方で、災害により住宅が全壊、半壊等の被害を受けた方のうち次の方への貸付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の建設、購入、改修を行う方 貸付限度額 200万円 ・転宅される方 貸付限度額 26万円 ・貸付利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は年1.0% 	<p>安芸高田市子育て支援課 TEL0826(47)1283</p> <p>県西部厚生環境事務所広島支所 TEL082(228)2111</p>
		<p>○ 恩給・共済年金担保融資</p> <p>[対象]恩給、共済年金、災害補償年金等受給者 [限度額]250万円(恩給年額の3年分以内)</p>	<p>(株)日本政策金融公庫広島支店 TEL082(244)2231</p>
住まいに関すること	公営住宅の提供等	被災用仮住居の提供(町営・市営住宅)	安芸高田市住宅政策課 TEL 0826-47-1202
		<p>○被災用仮住居の提供(県営住宅)</p> <p>[内容]被災者の生活再建のため市町を通じ、当面の入居先として県営住宅を提供する。 [対象]被災者</p>	<p>県庁住宅課 TEL082(513)4171</p>
	一時宿泊	<p>○宿泊施設「鯉城会館」への一時宿泊</p> <p>[内容]被災者の生活支援のため、一時的な宿泊施設として「鯉城会館」を提供する。〔宿泊代無料(食事代有料)〕 [対象]被災者</p>	<p>地方職員共済組合広島宿泊所「鯉城会館」 TEL082(245)2322</p>
	現物支給	<p>○住宅の応急修理</p> <p>被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分に応急的に修理する。 [対象]災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯</p>	<p>県庁住宅課 TEL082(513)4164</p>
	融 資	<p>○住宅金融支援機構災害復興住宅融資</p> <p>自然災害により被害を受けた方に対する住宅の建設、購入、補修に対する資金融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の建設を行う方 ・新築住宅購入、リユース住宅購入を行う方 ・住宅の補修を行う方 	<p>(独)住宅金融支援機構 TEL0120(086)353 県庁住宅課 TEL082(513)4164</p>
		<p>○住宅金融支援機構宅地防災工事資金融資</p> <p>宅地を土砂の流出などの災害から守るために必要な工事の融資制度 ・被災した宅地について、宅地造成等規制法等に基づく改善勧告又は改善命令を受けた方</p>	<p>(独)住宅金融支援機構 TEL0120(086)353 県庁都市計画課 TEL082(513)4127</p>
ごみの処分に関すること	ごみ等の処理	<p>○災害廃棄物の処分 (浸水被害を受けた地域に限る)</p> <p>大雨災害で発生した一般廃棄物・事業所ごみの収集、廃棄については、処分費が無料となる場合があります。</p>	<p>安芸高田市環境生活課 TEL0826(42)1126</p>
衛生相談に関すること		<p>○家屋の消毒方法に関する衛生相談</p>	<p>安芸高田市健康長寿課 TEL0826(42)5633</p>
学 校 に 関すること		<p>○県立広島大学授業料の減免</p>	<p>在籍している各キャンパス教学課 ・広島キャンパス 082-251-5178 ・庄原キャンパス 0824-74-1000 ・三原キャンパス 0848-60-1120</p>
		<p>○県立高等学校の授業料等の減免</p>	<p>県教育委員会教育支援推進課 TEL082(222)3015</p>
		<p>○私立高等学校などの授業料等の減免</p>	<p>通学している私立高等学校など</p>
		<p>○大学生等を対象とする奨学金の緊急採用・支援金(10万円)、減額返還・返還期限猶予</p>	<p>(独)日本学生支援機構(JASSO) TEL03(6743)6011</p>
		<p>○高等学校等奨学金 被害による家計急変で就学が困難な場合</p>	<p>県教育委員会教育支援推進課 TEL082(513)4886</p>
	就学援助	<p>○義務教育児童・生徒の就学援助 被害による収入急減で学用品費などの負担が困難な場合</p>	<p>安芸高田市教育委員会教育総務課 TEL0826(42)0049</p>

区分		内容	窓口課・所管課等
税金の減免等に関する こと		○県税の減免・納税猶予 申告・納付などの期限延長や納税の猶予、自動車取得税・自動車税・不動産取得税・個人事業税の減免	県庁税務課 TEL082(513)2327 県西部県税事務所 TEL082(228)2111
		○市町税の減免・納税猶予 申告・納付などの期限延長や納税の猶予、税の減免	安芸高田市市民部税務課 TEL0826(42)5614
		○市町税証明等の交付手数料の免除	
社会保険・納付金の減免等に関する こと	医療・保険等	○介護保険料の減免または納付猶予	安芸高田市保険医療課 介護保険係 TEL0826(42)5618
		○介護保険サービス利用料の減免	
		○国民健康保険一部負担金の減免または支払い猶予	安芸高田市保険医療課 医療保険年金係 TEL 0826(42)5619
		○後期高齢者医療一部負担金の減免または支払い猶予	県後期高齢者医療広域連合 TEL082(502)7822
		○後期高齢者医療保険料の減免または納付猶予	
		○国民健康保険料(税)の減免または納付猶予	安芸高田市市民部税務課 TEL0826(42)5614
	社会福祉	○社会福祉施設入所・通所に係る利用者負担額の減免	保育所については、安芸高田市子育て支援課(TEL0826(47)1283)障害者支援施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設については、安芸高田市社会福祉課(TEL0826(42)5615)養護老人ホームについては、安芸高田市健康長寿課(TEL0826(47)1281)保育所・母子生活支援施設を除く児童福祉施設については西部こども家庭センター(TEL082(254)0381)へ。軽費老人ホーム(A型、ケアハウス)については各施設へ。
	障害福祉	○心身障害者扶養共済制度の掛金の減免 市町民税が減額または免除の場合に減額	県庁障害者支援課 TEL082(513)3162
		○障害者や障害児の介護給付、訓練等給付及び地域生活支援事業の利用者負担額の減額	安芸高田市社会福祉課 TEL0826(42)5615
		○障害者の自立支援医療、補装具の費用負担額の減額	安芸高田市社会福祉課 TEL0826(42)5615
	児童福祉	○保育料の減免	安芸高田市子育て支援課 TEL 0826(47)1283
水道・下水道	○下水道使用料の徴収猶予	安芸高田市上下水道課 TEL0826(47)1203	
償還条件の緩和に関する こと	○母子・父子・寡婦福祉資金 支払い猶予、据置期間の延長など	安芸高田市子育て支援課 TEL0826(47)1283 県西部厚生環境事務所広島支所 TEL082(228)2111	
	○農業関係制度資金 支払い猶予、据置期間の延長、償還期限の延長など	県庁就農支援課 TEL082(513)3554 県西部農林水産事務所 TEL082(228)2111 安芸高田市地域営農課 TEL0826(47)4021 JA広島北部 TEL0826(42)1111	
	○下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金の徴収猶予	安芸高田市上下水道課 TEL 0826(47)1203	

区 分	内 容	窓口課・所管課等
その他の生活救済に関すること	○生活保護給付 生活保護世帯の住宅補修費, 炊事用具・食器・被服費・布団類, 学用品費などの支給	安芸高田市社会福祉課 TEL0826(42)5615
	○児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当 住宅や家財などにその価格の1/2以上の損害を受けた場合, 所得制限適用を除外	(児童扶養手当) 県庁子ども家庭課 TEL082(513)3173 安芸高田市子育て支援課 TEL0826(47)1283 (そのほか) 県庁障害者支援課 TEL082(513)3162 安芸高田市社会福祉課 TEL0826(42)5615
健康管理に関すること	○精神的不安・ストレスに対する心のケア相談や情報提供を行っています	県総合精神保健福祉センター TEL082(884)1051
	○子どものことについて, 不安や悩みなどの相談に応じます	県西部子ども家庭センター TEL082(254)0381
ボランティアに関すること	○ボランティアの派遣	安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター(災害ボランティアセンター) TEL0826(47)1131 広島県被災者生活サポートボランティアセンター 県社会福祉協議会内 TEL082(254)3506
その他の相談等に関すること	○各種相談窓口の照会(県民相談)	県生活センター TEL082(223)8811
	○運転免許証の再交付等 豪雨災害で運転免許証を紛失・破損した被災者について, 再交付手数料を免除	広島県警察本部 運転免許課 TEL082(228)0110